

令和6年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料

◎雇 用

作業名	標準額(円)	摘 要
一般農作業	果樹などの軽作業	7,200
	一般的作業	7,540
	重労働を伴う作業	8,090
		○作業時間は8時間を基準とします。 ○賃金が福島県最低労働賃金を下回らないよう協議の上調整してください。(最低賃金は毎年10月に見直されます。) ○ほ場条件や労働力(性別・年齢・経験等)に差異があつて特に勘案する必要がある場合は、当事者間で協議のうえ調整してください。

◎請 負

作業名		単位	標準額(円)	摘 要		
田畑 耕起	ロータリー耕	10a	6,500	○耕うん深度は15cmとする。 ○土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。		
	ス		7,000			
ブロードキャスター			1,100 (1回散布)		○土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。	
マニアスプレッター			5,000 (堆肥込)			
代 か き			2,000 (堆肥別)			
機 械 田 植			7,000			
機 械 畦 ぬ り			1m		50	○結束紐は委託者負担とする。 ○土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。
バ イ ン ダ ー			10a		6,500	
ハ ー ベ ス タ ー					7,000	
コ ン バ イ ン 刈 り 取 り					18,000	
コ ン バ イ ン 一 貫 作 業		30,000				
乾 燥 ・ 調 整		60kg	1,000			
調 整			700			
汎 用 コンバイン	大豆・そば	50a 未満	8,000	○運搬距離、ほ場条件等により当事者間で協議のうえ調整してください。		
		50a 以上	7,300			
	そ の 他 雑 穀 等	50a 未満	8,600			
		50a 以上	8,000			

◎賃借料情報

区分	賃借料(円) 10a 当たり	摘 要
上 田	5,000~ 10,000	○農地法の改正により標準小作料制度が廃止されましたが、賃借料の目安を提示しますので、これらの情報を参考に当事者間で物納も含め協議のうえ調整してください。 ○上田は、ほ場整備済みの水田とします。 ○中田は、ほ場整備未実施の水田とします。
中 田	0~7,000	
飼 料 畑	0~3,000	